

千葉県総務局入札参加資格等審査会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、総務局の所管する契約案件に係る入札参加資格等に関し審査するため、千葉県総務局入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を総務局内に置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、総務局の所管する契約案件のうち、1件当たりの設計金額（予定価格）が1,000万円以上（ただし、単価契約及び契約期間が複数年度にわたる契約においては、契約期間中の執行予定額の総額とする。）のものに係る次に掲げる事項を審査する。

- (1) 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格の設定に関すること。
- (2) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関すること。
- (3) 随意契約の相手方及び理由に関すること。
- (4) 企画競争により行う理由及び参加資格要件の設定に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、審査しない。

- (1) 別途審議会等により前項の規定による審査と同等の審査を行った場合
- (2) 「千葉県決裁規程の運用について（依命通達）」に掲げられた施行決定を省略する場合
- (3) 他局に契約の執行を依頼する場合
- (4) 総務局業務委託希望型指名競争入札実施要綱第8条1項により通常の指名競争入札を実施する場合

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 委員長は、委員（総務部長を除く。）にやむを得ない事情があるときは、それぞれ別表第2に掲げる者を代理出席させることができる。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、議案となっている契約案件を所管する委員は、当該議案に係る議決に参加することができない。
- 5 委員長は、急施を要するため会議を開催する暇のないときは、委員に議案を回議することにより会議の開催に代えることができる。
- 6 委員長は、審査に必要な認めるときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、

又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務局総務部総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月5日から施行する。

別表第1

区 分	職 名
委 員 長	総務局長
委 員	総務部長
	情報経営部長
	総務課長
	政策法務課長

別表第2

職名	代理出席できる者
情報経営部長	業務改革推進課長
総務課長	総務課長補佐
政策法務課長	政策法務課長補佐